

令和5年度

金沢市パラスポーツ活動支援事業

募集要項



金沢市 文化スポーツ局 スポーツ振興課

金沢市パラスポーツ活動支援事業 募集要項

金沢市では、パラスポーツの推進と共生社会の実現を図るため、スポーツ団体や町会等に対し、パラスポーツ活動に要する経費の一部を補助します。

1 補助対象となる活動

①パラスポーツ（ここでは、パラリンピック競技やその他広く障害のある人が行うスポーツをいいます）の機運の醸成もしくは裾野の拡大につながる活動

又は

②障害のある人とない人がともにスポーツを楽しむ活動

※①②ともに、団体の会員等以外の市民が参加すること、障害のある人が3人以上参加することが要件です。

対象活動例)

- ・講演会 … パラリンピック選手を講師とした講演会
- ・体験会 … ボッチャ、シッティングバレーボールなど
パラスポーツの体験会
- ・交流事業… パラスポーツを通じた障害のある人とない人の交流事業
- ・研修会 … パラスポーツを支える人材を育成するための指導者研修会 など

2 補助対象団体

以下の要件をすべて満たしている団体が対象となります。

- (1) 市内に活動拠点を有し、又は有する予定であり、不特定多数の利益の増進を目的とすること。
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
- (3) 暴力団でないこと及び暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

3 補助金の交付額

(1) 対象経費 <下記表参照>

(2) 補助率・補助限度額など

補助率・補助額 対象経費の合算額の3分の2に相当する額
(その額に10,000円未満の端数があるときは、
その端数金額を切り捨てた額)

補助限度額 200,000円を限度とします。

(計算例・・・対象経費の合算額が156,000円の場合)

①補助額 = 3分の2に相当する額 → 104,000円

②10,000円未満の端数切り捨て → 100,000円

(3) その他

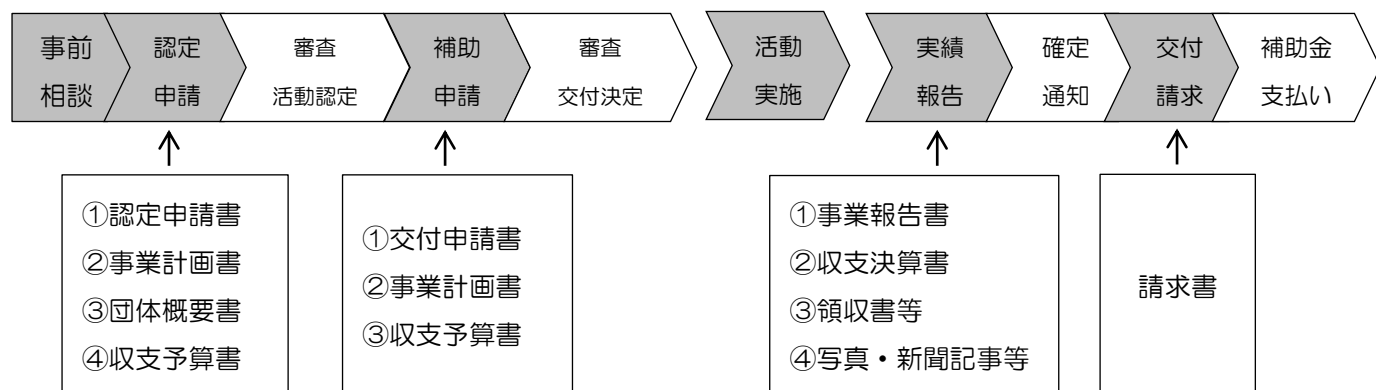
- ・補助金の交付は、1団体1年度1活動に限ります。
- ・同一の活動に対する補助金の交付の対象となる期間は、初めて当該交付を受けた年度から起算して3年を限度とします。
- ・年度内に支出した経費についてのみ対象となります。
- ・交付決定前に支出した経費については対象となりません。
- ・領収書を実績報告書に添付していただきます。収支決算書の金額と合うことを確認の上、別表の経費区分ごとに領収書添付台紙に整理して提出してください。

<対象経費表>

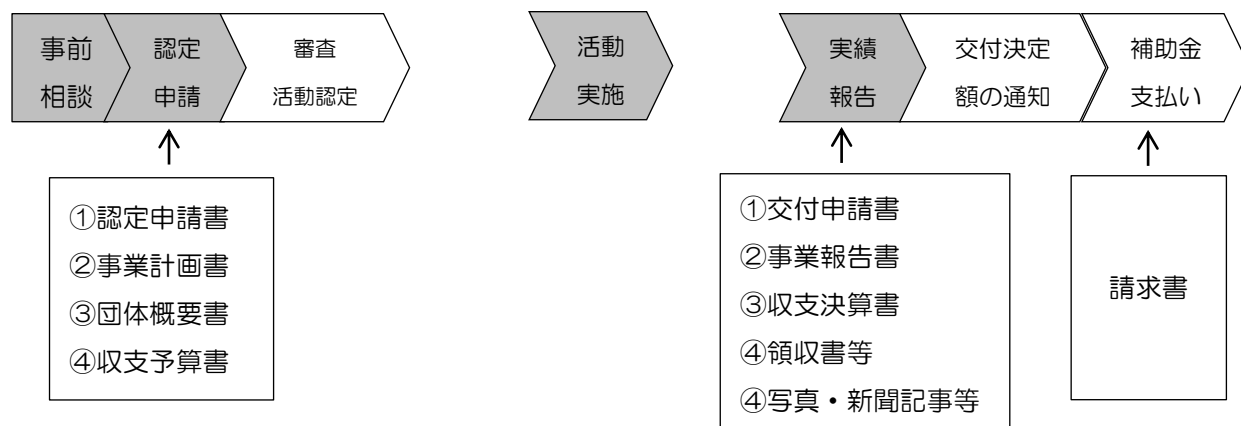
経費区分	内容
謝金	講師謝礼、外部協力者に対する謝金（講師の旅費交通費を含む）
人件費・旅費	アルバイト等に支払う人件費、団体スタッフの旅費
需用費	印刷製本費、消耗品費
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料
使用料・賃借料	会場借上料、機材等の借上料

4 補助金交付までの流れ・提出資料について

(1) 活動実施期間が 15 日を超える場合



(2) 活動実施期間が 15 日以内の場合



申請をする前に、スポーツ振興課（076-220-2443）へご相談ください。

【注意】 予算の範囲内での実施になるため、年度途中で事業を終了することがあります。

5 事前相談及び申請書類等の提出窓口

金沢市 文化スポーツ局 スポーツ振興課

住所：〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1 第一本庁舎 2 階

電話：076-220-2443 F A X：076-220-2360

E-mail：sports@city.kanazawa.lg.jp

※申請書等は、金沢市公式ホームページからダウンロードできます。

金沢市 パラスポーツ 補助金

検索

